

令和 4 年 4 月 1 9 日
世田谷区清掃・リサイクル部

令和 4 年度 世田谷区清掃・リサイクル部の主な事務事業

1 世田谷区一般廃棄物処理基本計画 中間見直し（令和 2 年度～令和 6 年度）

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、区市町村が策定するもの。計画の策定時から 5 年を経て、2 R の推進という基本的な方向性を踏まえながら、国際的な流れや国の計画など、今後の環境・廃棄物行政を取り巻く環境も変化していくことが見込まれるため、令和 2 年 3 月に具体施策の修正、主な取組みの追加及び充実を行い、目標値の修正を行った。

2 普及啓発・環境学習の推進

1) ごみ減量・リサイクルの普及啓発

ごみの減量やリサイクルについての理解を深め、環境に配慮した暮らしや事業活動につながる効果的な情報提供・普及啓発

・様々な媒体による普及啓発の実施

① 区のおしらせ「せたがや」

② 資源・ごみの収集カレンダー

③ 児童向け啓発リーフレット「できることからごみへらし」

④ 資源とごみの分け方・出し方（含む英語、中国語、ハングル版）

⑤ ホームページ

⑥ メール配信サービス

⑦ 資源・ごみ分別アプリ（英語、中国語、ハングル対応）

・環境学習の推進

・清掃・リサイクル関連施設やイベントを通じた普及啓発

① エコプラザ用賀での各種講座実施、リユース品の展示と有償提供等

② リサイクル千歳台での各種講座実施等

③ 資源循環センターリセタの見学

④ フリーマーケット等の普及啓発イベントの後援

・大学、事業者等と連携した 2 R の普及啓発

・生ごみ減量に関する各種講座の実施

・再生製品の利用促進「世田谷ロール」の普及

2) 食品ロス削減推進計画の策定と食品ロスの削減に向けた取組み

・食品ロス削減推進計画を令和 4 年 7 月に策定予定

- ・広報紙等による食品ロスに関する情報の発信
- ・食品ロス問題を取り入れた環境学習や啓発イベントの実施
- ・フードドライブの実施
- ・せたがやエコフレンドリーショップ事業の実施

3 区民・事業者・行政のごみ減量・リサイクル活動促進

1) 区民主体の取組み

- ・資源の集団回収活動の支援
- ・ごみ減量・リサイクル推進委員会の活動支援
- ・生ごみ減量の促進
- ・食品ロス削減に向けた普及啓発

2) 事業者主体の取組み

- ・事業者主体の取組みの促進
- ・「事業系リサイクルシステム」の利用促進

3) 行政による取組み

- ・資源・ごみ集積所回収
 - ① 古紙・ガラスびん・缶・ペットボトルの回収
 - ② 資源持ち去り対策
- ・回収ボックスや回収員手渡し方式による拠点回収（ペットボトル、紙パック、薄束発泡トレイ、新聞、廃食用油、ペットボトルキャップ、色・柄付き発泡トレイ、食品用透明プラスチック容器）
- ・事業者との連携によるパソコンの無料回収
- ・不燃ごみ、粗大ごみに含まれる金属の資源化
- ・回収ボックスによる使用済小型電子機器の回収
- ・蛍光管の資源化
- ・粗大ごみの新たなリユースの仕組みに関する実証実験

4) プラスチック廃棄物削減に向けた取組み

- ・プラスチック使用製品への対応の検討
- ・清掃・リサイクル審議会での審議を予定

4 効率的できめ細やかな収集・運搬体制の整備

1) ごみ収集作業

- ・可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみの効率的な収集
- ・高齢者等訪問収集事業
- ・早朝収集（一部地域のみ）
- ・区が収集する事業系の資源・ごみ

- 2) し尿の収集・運搬
- 3) 動物（犬・猫等）の死体処理

5 適正な収集・運搬体制の整備

- 1) 資源・ごみ集積所の環境改善
- 2) 清掃指導業務
 - ・資源・ごみ集積所等における排出指導
 - ・不法投棄対策
 - ・大規模建築物の再利用対象物及び廃棄物保管場所等の届出・指導
 - ・庁内排出指導
- 3) 一般廃棄物処理業の許可及び指導
- 4) 浄化槽維持管理指導
 - ・浄化槽の維持管理に関する指導及びPR
 - ・浄化槽清掃業者への許可・指導
 - ・浄化槽設置者への清掃経費助成

「ごみれば23 2021」(編集発行:東京二十三区清掃一部事務組合)から抜粋

I 清掃一組の概要

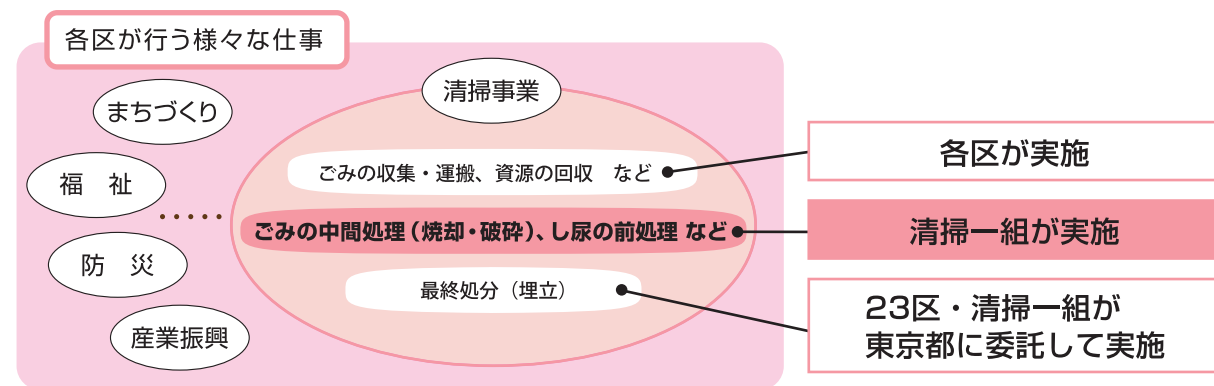
1 設置の経緯・目的

23区と東京都は、長年にわたり、23区の自主性の強化、東京都のより広域的な立場からの大都市行政の推進といった観点から、お互いの在り方・制度について議論を重ねています。

その一環として、住民に身近なサービスである清掃事業が平成12年4月1日、23区に移管されました。その際、ごみの収集・運搬は各区が実施することとしましたが、ごみの中間処理（焼却や破碎など）は処理施設がない区がある、また、より効率的な処理を行う、といった理由から、23区が共同で処理することとなりました。

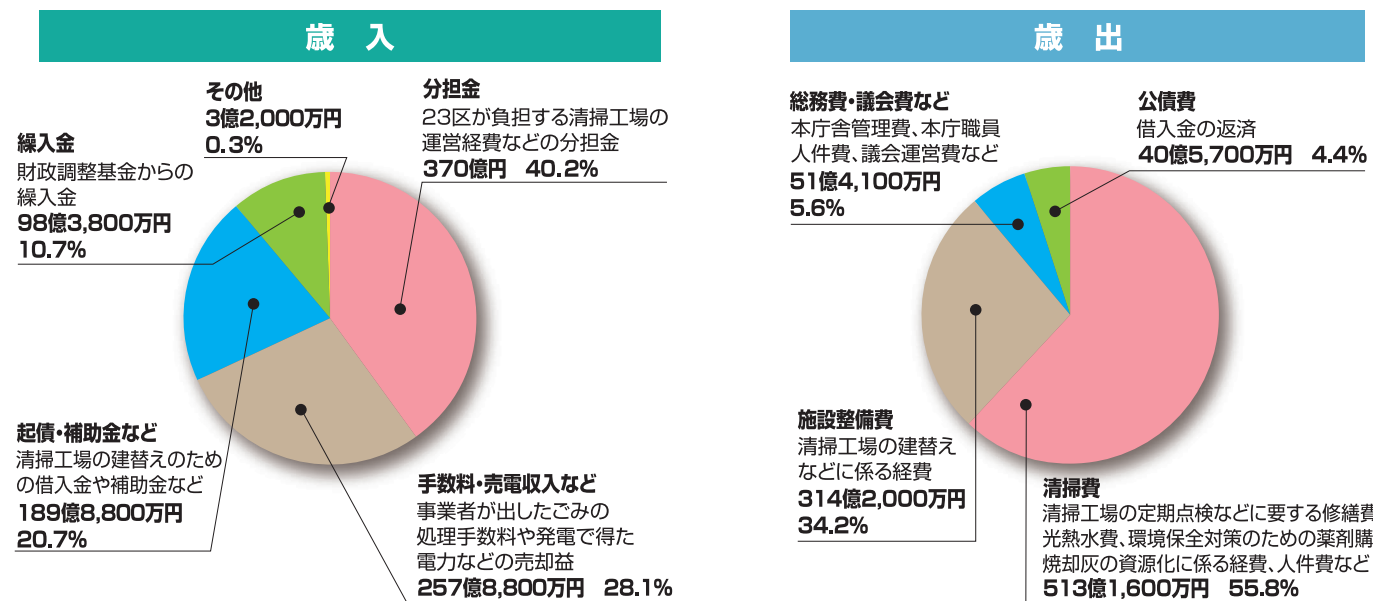
「清掃一組」は、この共同処理を行うため、地方自治法に基づき、23区の総意により設置された特別地方公共団体です。

なお、埋立処分は、23区と清掃一組が、埋立処分場を設置・管理する東京都に委託して実施しています。

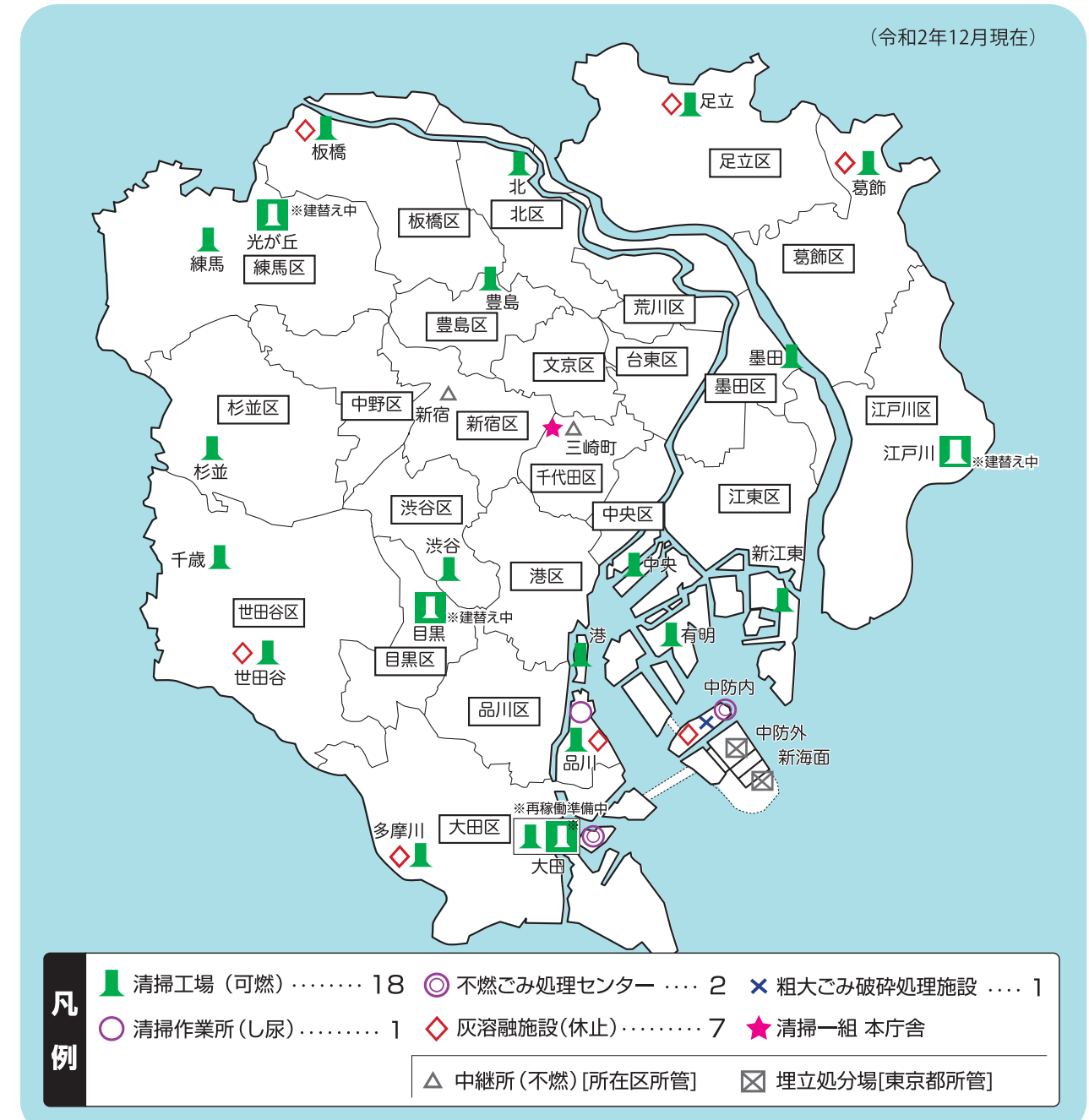


2 令和2年度の予算

令和2年度 当初予算額 919億3,400万円



3 施設配置図



I 清掃一組の概要

令和4年度清掃・リサイクル部歳入歳出予算

歳入予算

(単位:千円)

款	項	目	内容	金額
特定 財源	使用料及手数料			817,012
	使用料			3,634
		環境使用料		3,634
		清掃・リサイクル普及啓発施設		3,371
		清掃事務所		7
		清掃・リサイクル施設		256
	手数料			813,378
		環境手数料		813,378
		清掃等指導業務		1,238
		有料ごみ処理券		809,607
		動物死体処理		2,532
		廃棄物処理		1
	財産収入			2,322
	財産運用収入			2,322
		財産貸付収入		2,322
		土地貸付		2,322
	諸収入			827,085
	雑入			827,085
		納付金		2,260
		会計年度任用職員社会保険料		2,260
		雑入		824,825
		光熱水費等負担金		1,348
		参加料・利用料		50
	リサイクル資源売払金		703,099	
	リユース品売払金		920	
	広告料収入		881	
	雑入		118,527	
特定財源 計			1,646,419	
一般 財源	財産収入			4,501
	財産売払収入			4,501
		物品売払収入		4,501
		不用品売払		4,501
一般財源 計			4,501	
合 計			1,650,920	

歳出予算

(単位:千円)

款	項目	事業名	金額
		環境費(清掃・リサイクル部分)	10,769,820
		清掃費	10,769,820
		清掃管理費	4,515,666
		清掃・リサイクル部庶務事務	5,042
		清掃職員の被服貸与	14,136
		清掃・リサイクル審議会の運営	1,755
		清掃職員の安全衛生	14,329
		有料ごみ処理券事務	57,730
		清掃分担金	4,209,294
		ごみ減量・リサイクル活動推進	7,193
		ごみ減量・リサイクル普及・啓発施設運営	60,313
		ごみ集積所の美化	4,100
		清掃指導業務	2,390
		清掃事業管理運営	266
		ごみ減量・リサイクルの促進	39,883
		事業用大規模建築物の対象拡大	391
		世田谷清掃事務所維持管理	37,834
		玉川清掃事務所維持管理	18,272
		砧清掃事務所維持管理	42,738
		廃棄物対策費	3,233,897
		ごみ収集作業	2,961,983
		不法投棄ごみ処理作業	7,026
		動物死体処理作業	2,643
		清掃車両購入・維持	61,007
		希望丘中継所維持運営	192,181
		し尿収集運搬作業	9,057
		省資源対策費	2,961,597
		リサイクル活動団体援助	78,703
		拠点回収事業	25,248
		資源分別回収事業	1,992,488
		ペットボトル回収事業	579,562
		リサイクル施設維持運営	285,596
		施設整備費	58,660
		清掃・リサイクル施設改修	0
		清掃事務所等改修	58,660
		職員費(清掃・リサイクル部分)	47,213
		職員費	47,213
		環境職員費	47,213
		会計年度任用職員の人件費(清掃・リサイクル部)	47,213